

関係機関等及び環境審議会委員への意見照会の結果と対応方針

意見照会先：関係機関（10）、市町村（41）、一部事務組合（10）、庁内（11部局）、保健所（5）、環境審議会委員（17）

照会事項：第六期沖縄県廃棄物処理計画（素案）について

意見数：53件

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
1	4-22	25～30	<p>(6)新たな法律や国の施策に係る情報発信 令和4年度施行のプラスチック資源循環法における各主体（県、市町村、事業者）の役割と義務の周知の実施や、令和7年度施行の再資源化事業等高度化法に係る県内事業者の認定取得の推進に向けた必要な情報を集め、市町村や関係事業者に対し適宜提供を行います。</p> <p>また、リチウム蓄電池・・・（中略） ・・・適宜提供を行います。</p>	<p>【追記】 (6)新たな法律や国の施策に係る情報発信及び施策の推進 令和4年度施行のプラスチック資源循環法における各主体（県、市町村、事業者）の役割と義務の周知の実施や、令和7年度施行の再資源化事業等高度化法に係る県内事業者の認定取得の推進に向けた必要な情報を集め、市町村や関係事業者に対し適宜提供を行うとともに、資源循環を促進するよう地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムの構築等必要な措置を講じてまいります。 また、リチウム蓄電池・・・（中略） ・・・適宜提供を行います。</p>	<p>今般策定予定の「第六期沖縄県廃棄物処理計画」では、循環共生型社会の形成を目指すとしている。国においても「第五次循環型社会形成推進基本計画」を国家戦略と定め、循環型社会の構築に向けて様々な取組みを鋭意推進していると承知している。 その一つとして、令和7年11月に全面施行された再資源化事業等高度化法においては、第5条で地方公共団体の役割が規定され、資源循環の促進のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている したがって、当該趣旨等を踏まえ、県の役割として、単に情報発信のみに留まらず、資源循環の促進に向けた施策を推進していくことが重要と考えることから、下線部分を追加する必要があると考える。</p>	<p>令和7年11月に施行された再資源化事業等高度化法では「都道府県及び市町村は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることから、ご意見を踏まえ、以下のとおり、修正します。</p> <p>「令和4(2022)年度施行のプラスチック資源循環法における各主体（県、市町村、事業者）の役割と義務の周知を実施してまいります。 また、令和7(2025)年度施行の再資源化事業等高度化法については、県内事業者の認定取得の推進に向けた必要な情報を集め、市町村や関係事業者に対し適宜提供を行うとともに、資源循環を促進するよう各主体間での協力関係を調整し、連携・協働体制の構築を図ってまいります。 さらに、リチウム蓄電池・・・（中略） ・・・適宜提供を行います。」</p>	<p>産業資源循環協会 平田委員（環境審議会）</p>
2	5-4	表5.3	<p>表5.3中 目標(4)特別管理廃棄物対策の施策 感染性廃棄物 ～（略） PCB廃棄物</p>	<p>【追記】 表5.3中 目標(4)特別管理廃棄物対策の施策 感染性廃棄物 ～（略） PCB廃棄物 ・国・関係機関との連携及び保管・処分状況の把握等 ・適正な保管の指導・保管及び処理状況の公表</p>	<p>表5.3中の目標(4)特別管理廃棄物 対策の施策 PCB廃棄物については、5-24頁では、2つの項目に分けて対策等が記述されていることから、表5.3中の記述も5-24頁の記述と整合を取って、変更する必要がある。</p>	<p>表5.1～表5.5の施策の一覧は、単に施策を列挙することとしているため、原文のままとします。また、他の箇所も可能な限り統一します。</p>	<p>産業資源循環協会 平田委員（環境審議会）</p>

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
3	5-13	3~7	5.2.4 事業者間連携の形成 （一社）沖縄県・・・（以下、略）	【追記】 5.2.4 事業者間連携の形成 (1)関係団体との密な情報共有 ..... (2)動脈及び静脈産業の連携事例の 収集と広報 .....	5 - 2 頁の表 5.1 の記載と整合を取るため、施策毎に記述する必要があると考える。 （他の目標については、施策毎に記述がされていることから）	No 2 の回答と同様の考えから、5-2P の表 5.1 の記載を以下のとおり修正します（修正箇所は下線で表示）。  【修正前】 __関係団体との密な情報共有 __動脈及び静脈産業の連携事例の収集と広報  【修正後】 ・関係団体との密な情報共有 ・動脈及び静脈産業の連携事例の収集と広報	産業資源循環協会 平田委員 （環境審議会）
4	5-16	1~8	(3)公共関与最終処分場等を活用した 廃棄物適正処理の推進 産業廃棄物の・・・(中略)・・・再び県 が関与して管理型最終処分場の整備を 行うべきかどうか検討していきます。	【追記】 (3)公共関与最終処分場等を活用した 廃棄物 適正処理の推進 産業廃棄物の・・・(中略)・・・再び県 が関与して管理型最終処分場の整備を 行うべきかどうか令和8年度より検討 を開始してまいります。	検討の結果、県が再び公共関与による管理型最終処分場の整備を行うとなった場合、場所の選定をはじめ地域への説明や合意形成、予算措置、施設整備など相当程度の時間を要するものと思われる。 したがって、「安和エコパーク」の埋立終了後も、安定して管理型最終処分場を確保するためには、早期に検討を開始する必要があることから、下線部分のとおりに令和8年度より検討を開始すると明記していただきたい。	県としましては、安和エコパークの令和 15 年度までの埋立期間を見据えつつ、民間における管理型最終処分場の整備状況等を考慮して、再び県が関与して整備を行うべきか検討する考えではありますが、その時期も含めて検討することとしているため、原文のままとします。	産業資源循環協会 平田委員 （環境審議会）
5	5-17	20~26	5.3.5 最新技術の活用 （一社）沖縄県・・・（以下、略）	【追記】 5.3.5 最新技術の活用 (1)関係団体との密な情報共有 ..... (2)最新技術の活用における効果的な事例の収集・評価・広報 ..... (3)事業者のリサイクル等の取組支援 .....	5 - 3 頁の表 5.2 の記載と整合を取るため、施策毎に記述する必要があると考える。 （他の目標については、施策毎に記述がされていることから）	No 2 の回答と同様の考えから、5-3P の表 5.2 の記載を以下のとおり修正します（修正箇所は下線で表示）。  【修正前】 __関係団体との密な情報共有 __最新技術の活用における効果的な事例の収集・評価・広報 __事業者のリサイクル等の取組支援  【修正後】 ・関係団体との密な情報共有 ・最新技術の活用における効果的な事例の収集・評価・広報 ・事業者のリサイクル等の取組支援	産業資源循環協会 平田委員 （環境審議会）

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
6	5-17 ～ 5-19	5の17 の28行 目以降	5.3.6 脱炭素への貢献 世界的な課題である気候変動に対し て、・・・(以下、略)	【追記】 5.3.6 脱炭素への貢献 (1)廃棄物・資源循環分野の取組の 推進 ・・・・・・・・ (2)地球温暖化対策の推進に資する 施設整備の促進 ・・・・・・・・ (3)市町村・一部事務組合への脱 炭素化に向けた情報発信 ・・・・・・・・	5 - 3 頁の表 5.2 の記載と整合を取る ため、施策毎に記載する必要があると 考える。 (他の目標については、施策毎に記載 がされていることから)	No 2 の回答と同様の考えから、5-3P の表 5.2 の記載を以下のとおり修正し ます（修正箇所は下線で表示）。  【修正前】 __廃棄物・資源循環分野の取組の 推進 __地球温暖化対策の推進に資する 施設整備の促進 __市町村・一部事務組合への脱炭素化 に向けた情報発信  【修正後】 ・ <u>廃棄物・資源循環分野の取組の 推進</u> ・ <u>地球温暖化対策の推進に資する 施設整備の促進</u> ・ <u>市町村・一部事務組合への脱炭素化 に向けた情報発信</u>	産業資源 循環協会  平田委員 (環境審議 会)
7	5-20	1～32	5.4 適正処理の確保と徹底 5.4.1 適正処理の推進 (1)産業廃棄物の適正処理の推進 産業廃棄物処理業者の監視・指 導の強化 県は、ホームページ・・・(中略) ・・・するよう、指導します。 産業廃棄物処理業者・・・(中略) ・・・公表しています。  優良認定産業廃棄物処理業者の 育成 ・・・(略)・・・ 産業廃棄物管理票（マニフェス ト）制度の推進 ・・・(略)・・・	【追記】 5.4 適正処理の確保と徹底 5.4.1 適正処理の推進 (1)産業廃棄物の適正処理の推進 排出事業者に対する産業廃棄物 処理責任の周知徹底及び指導強化 県は、ホームページ・・・(中 略)・・・するよう、指導します。 産業廃棄物処理業者の監視・指導 の強化 産業廃棄物処理業者・・・(中 略)・・・公表しています。 優良認定産業廃棄物処理業者の育 成 ・・・(略)・・・ 産業廃棄物管理票（マニフェス ト）制度の推進 ・・・(略)・・・	廃棄物処理法第 12 条の規定により産 業廃棄物の処理責任は、一義的に排出 事業者にあることから、産業廃棄物の 適正処理の推進においては、排出事業 者の役割は非常に重要であると考え る。 素案（現行）では、排出事業者への 対応等について記述がされているもの の、見出しが 産業廃棄物処理業者の 監視・指導の強化となっており、見出 しだけ見ると産業廃棄物処理業者への 対応のみが重要と捉えられかねない。 したがって、見出しに 排出事業者 に対する産業廃棄物処理責任の周知徹 底及び指導強化を挿入し、排出事業者 責任が重要であることを明確にしてい ただきたい。 を挿入することによ り、現行の ～ は、順次 ～ に変 更する必要がある。 また、当該変更に伴って、5 - 4 頁の 表 5.3 の記述も整合を取って変更する 必要がある。	ご指摘のとおり、修正します。	産業資源 循環協会  平田委員 (環境審議 会)

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
8	5-22	11～16	(2)合併処理浄化槽の普及促進 令和5(2023)年度末・・・(中略)・・・ 図っていきます。	<b>【追記】</b> (2)合併処理浄化槽の普及促進 令和5(2023)年度末・・・(略)・・・ 図っていきます。 (3)浄化槽汚泥の適正処理	5 - 4 頁の表 5.3 中の目標(2)生活排水処理対策（普及啓発活動）では、施策 浄化槽汚泥の適正処理の記載があるが、5 - 2 2 頁では、具体的な記述が無いので、記載する必要がある。	No 2 の回答と同様の考えから、5-4P の表 5.2 の記載を以下のとおり削除します（削除箇所は下線で表示）。  <b>【削除前】</b> 講習会等を通じた普及啓発活動の推進 合併処理浄化槽の普及促進 <u>浄化槽汚泥の適正処理</u>  <b>【削除後】</b> 講習会等を通じた普及啓発活動の推進 合併処理浄化槽の普及促進	産業資源循環協会  平田委員 (環境審議会)

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
9	5-5 (表 5.5) 5-30 ~ 5-46		5 - 5 頁の表 5.5 中の施策の見出し 及び 5 - 30 頁から 5 - 46 頁の施策の見出し	<p><b>【修正】</b> 5 - 5 頁の表 5.5 中の施策の見出し 及び 5 - 30 頁から 5 - 46 頁の施策の見出し</p> <p>整合が取れていないので、整合が取れるように修正</p>	<p>整合が取れていないので、整合が取れるように修正する必要があると考える。</p>	<p>目標の(1)広域化・集約化計画に対して、5.6.1(1)～(6)は計画の前提条件や考え方などを示したものとなります。5.6.1(7)で焼却施設を、5.6.1(8)で焼却施設以外の施設の広域化・集約化についてふれているため、表 5.5 の目標の(1)の施策を、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b> 焼却施設の広域化・集約化 焼却施設以外の広域化・集約化 ・資源化・粗大ごみ処理施設 ・最終処分場 ・し尿処理施設</p> <p><b>【修正後】</b> ・焼却施設 ・資源化・粗大ごみ処理施設 ・最終処分場 ・し尿処理施設</p> <p>目標(2)広域化・集約化への展望に対して、5.6.2(1)は広域化・集約化に期待される効果を示したものとなります。5.6.2(2)のタイトルを表 5.5 の目標(2)の施策「広域化・集約化推進のための検討・対象となる市町村等の調整」に合わせて以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b> (2) 広域化・集約化推進のための検討・調整</p> <p><b>【修正後】</b> (2) 広域化・集約化推進のための検討・対象となる市町村等の調整</p>	<p>産業資源 循環協会</p> <p>平田委員 (環境審議会)</p>

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
10	4-5	24行		<p><b>【追記】</b>  沖縄県本島に所在し有人離島を抱えるうるま市（津堅島）、南城市（久高島）では、本島部と離島部の双方に対応した収集・運搬体制が必要で、離島部で発生したごみは選別・保管後に海上輸送で処理施設へ搬出することが多く、船舶運賃や積替え、荷役、保管等の追加経費により、ごみ処理経費が高くなりやすい状況にあります。加えて観光需要により人口規模以上にゴミ排出が増え、季節変動も大きいことから、処理能力や輸送体制の確保が一層難しくなります。こうした条件下では、発生抑制と分別徹底、資源化・減容の強化により海上輸送量を抑えつつ、県内離島地域と同様の課題も多く含まれることを踏まえ、県と2市との連携強化を図り、持続可能な廃棄物処理体制を構築していくことが重要です。</p>	沖縄県本島に所在しつつ有人離島を抱える自治体の位置付けや記載が見受けられません。本島内の他市町村とは異なる地理的条件を有し、離島特有の廃棄物処理に係る制約や課題が生じやすいことから、当該事情および課題を本計画に記載いただきたい。	いただきましたご意見は、離島市町村にも共通する大きな負担になる課題であると認識しておりますが、有人離島を抱える本島市町村も同様の課題を抱えていることが理解しやすいように、素案（現行）の2-34Pの9行目の記述を修正（追加）します（追加した部分は下線で表示しています）。 また、素案全体で「離島地域」と「離島市町村」の表現が混在しているため、「離島市町村」に表現を統一します。  「 <u>離島市町村（有人離島を抱える本島市町村を含む（以下同じ）。</u> ）」は、島内で発生した処理困難物を島外へ海上輸送せざるを得ないため、輸送費等の負担がごみ処理経費に影響していることから、容器包装リサイクル制度等の各種制度の活用について検討していく必要があります」	うるま市 南城市
11	5-16	11行～ 13行		<p><b>【追記】</b>  離島地域については、島外を含む広域的な処理・リサイクルに海上輸送が必要となる点が本島とは大きく異なります。また、島民人口が少なく人手不足となる地域がある一方、観光客の流入により廃棄物量が増大している地域もあります。加えて、沖縄本島に所在し有人離島を抱える市においても、本島部とは別に離島部の収集・運搬体制を維持する必要があり、離島部で発生した廃棄物を本島側の処理施設等へ搬出する際には海上輸送や積替え・保管等の追加的な費用と手間が発生します。そのため、離島市町村と同様に、人口規模に比して処理の効率化が難しく、さらに観光需要による季節的な増加も重なることで、廃棄物処理・リサイクルの負担が大きくなりやすい状況にあります。</p>	沖縄県本島に所在しつつ有人離島を抱える自治体の位置付けや記載が見受けられません。本島内の他市町村とは異なる地理的条件を有し、離島特有の廃棄物処理に係る制約や課題が生じやすいことから、当該事情および課題を本計画に記載いただきたい。	ご意見を踏まえ、No10のとおり、2-34Pの9行目に下線部分を追加します  「 <u>離島市町村（有人離島を抱える本島市町村を含む（以下同じ）。</u> ）」は、・・・」	うるま市 南城市

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
12	5-30	8行		【追記】 なお、一部の離島市町村の可燃物は、本島の焼却施設に受け入れられています。また、沖縄本島に所在し有人離島を抱える市においても、離島部で発生したごみを海上輸送により本島側へ搬出し、本島の施設で処理しています。	沖縄県本島に所在しつつ有人離島を抱える自治体については、本島内へ輸送し処理を行っていることから本計画に記載いただきたい。	ご意見を踏まえ、No10のとおり、2-34Pの9行目に下線部分を追加します  「離島市町村（有人離島を抱える本島市町村を含む（以下同じ）。）は、・・・」	うるま市 南城市
13	5-36	表 5.13	「ケース2（R17年度）」 9 南部南1	【修正】 「ケース1（現行）」と同様とされます。	現計画では、R19年度の供用開始予定であります。	「ケース1（現行）」と同様に糸豊環境衛生課と東部環境衛生課に分けて修正し、それに伴い図 5.7 を見直します。	南部広域 行政組合
14	5-36	6、7	必要施設規模(t/日)= 年間日平均処理量(t/日)÷実稼働率÷調整稼働率 = (推計ごみ量合計(t/年)÷365)÷(280日÷365日)÷0.96	【修正】 必要施設規模(t/日)= 年間日平均処理量(t/日)÷実稼働率 = (推計ごみ量合計(t/年)÷365)÷(290日÷365日) ではないでしょうか。	令和6年3月29日付「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」において新たな施設規模算定式が通知されております。	ご指摘のとおり、修正します。	南部広域 行政組合
15	5-42	表 5.14	「ケース2（R17年度）」 9 南部南1	【修正】 「ケース1（現行）」と同様とされます。	現計画では、R19年度の供用開始予定であります。	「ケース1（現行）」と同様に糸豊環境衛生課と東部環境衛生課に分けて修正します。	南部広域 行政組合
16	5-12	8～10	引き続き、観光客数の増加が続く見込みであり、それに伴って事業系ごみも増加すると推計されていることから、観光客への意識啓発を含む観光産業における排出抑制対策は今後益々重要となります。	【修正】 本県のリーディング産業である観光産業は、来訪者の消費活動を促進することから経済効果が得られると同時に、事業系ごみの排出量増加に繋がることが懸念されます。 このため、引き続き、観光客への意識啓発を含む観光産業における排出抑制対策が重要となります。	入域観光客数は、コロナ明け以降これまで好調に推移しているが、今後の見通しは定まっておらず、また、県として観光客数よりも観光収入の増（消費単価増）を目指している。 現行（第五期）計画の表現を踏襲。	ご意見を踏まえ、以下のとおり、修正します（修正箇所は下線で表示）  「本県のリーディング産業である観光産業は、来訪者の消費活動を促進することから経済効果が得られると同時に、消費拡大に伴って事業系ごみの排出量増加に繋がることが懸念されます。 このため、引き続き、観光客への意識啓発を含む観光産業における排出抑制対策が重要となります。」	文化観光 スポーツ 部
17	5-12	11～13	表 5.6 最近 5 年間の観光客数の動向 令和元年度～令和 5 年度までの実績	令和 6 年度実績を追記、令和元年度実績を削除	令和 6 年度の実績までは既に公表しているため、必要に応じ令和 6 年度実績を表に追記	ご指摘のとおり、修正します。	文化観光 スポーツ 部
18	5-12	21	(2) 観光客への環境意識の啓発 [ 観光政策課、環境整備課 ]	【修正】 (2) 観光客への環境意識の啓発 [ 観光振興課、環境整備課 ]	担当課名の修正	ご指摘のとおり、修正します。	文化観光 スポーツ 部

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
19	2-11	6	～、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別回収を市町村が少ないことや、～	【追記】 ～、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別回収を行っている市町村が少ないことや、～	表現が抜けている。	ご指摘のとおり、修正します。	北部保健所
20	3-8	10	令和5(2025)年度	【修正】 令和5(2023)年度	表記間違い。	ご指摘のとおり、修正します。	北部保健所
21	5-27	25	情報公開及び立入検査	【修正】 情報公開及び立入調査	本文中と文言を合わせた方がよい。	本文中の文言を「立入検査」に修正します。	北部保健所
22	4-11	6	；	【修正】 ：	誤字修正。	ご指摘を踏まえ、「；」を削除します。	八重山保健所
23	5-23	32	(平成30(2018)年3月改訂)	【修正】 (令和8(2026)年1月改訂)	最新版に修正。	ご指摘のとおり、修正します。	八重山保健所
24	1-1	14	本県においては、平成13年度に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づく法定計画として「沖縄県廃棄物処理計画」を策定し、～	【修正】 現行法では5条の5なので、その旨が分かるような記載にした方がよいのではないか。	誤記に見えるため。	ご指摘のとおり、修正します。	南部保健所
25	2-5	4	1人1日当たりごみ排出量が全国的に減少している要因として、レジ袋の有料化(令和2年7月開始)近年の食品ロスの減少や製品包装の簡素化の進展、新聞や雑誌のデジタル化等による発行部数の減少などが推測されます。	【意見】 新型コロナの影響により事業系一般廃棄物が減少した影響が大きいのではないか。 また、レジ袋有料化に言及するのであれば、沖縄県は先行していることをこのページに記載したほうが良い	他のページの図や表において事業系一般廃棄物の減少が大きいこと。 このページだけ見ると、沖縄県ではレジ袋有料化を導入していない、あるいは効果がないように見えるため。	データを確認しましたが、令和2年度は令和元年度と比較して事業系ごみの量が大きく減少しているものの、それ以降は大きな変化はありませんでした。一方で、生活系ごみも減少を続けているため、コロナウイルスの影響には言及しないこととします。 また、ここでは、あくまで全国のごみ排出量の減少要因を言及しているため、沖縄県のレジ袋有料化の取組については追記せず、原文のままとします。	南部保健所
26	2-11	5	本県においてリサイクル率が全国に比べ低い原因として、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別回収を市町村が少ないことや、可燃ごみ中に紙類の混入が多いことが挙げられます。	【修正、意見】 「～プラスチック製容器包装の分別回収を行う市町村が少ないことや、」と修正。 また、表2.5をみると沖縄県は集団回収量が全国平均と比較して著しく低い、資源ごみ回収量は差がない。これは、資源ごみが集計されない方法で回収されている(=無許可業者等による抜き取り)影響が大きいのではないか。	脱字と思われるため。 都市部において、無許可業者等によるアルミ缶や紙ごみの回収が見られるため。	誤字についてはNo.19と同様のご指摘であり修正します。 無許可業者等による抜き取りの影響は不明であることから、本計画では言及しないこととします。	南部保健所

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
27	2-34	9	離島市町村は、島内で発生した処理困難物を島外へ海上輸送せざるを得ないため、輸送費等の負担がごみ処理経費に影響していることから、容器包装リサイクル制度等の各種制度の活用について検討していく必要があります	<b>【追記】</b> 「離島市町村は、島内で発生した資源物や処理困難物を島外へ海上輸送せざるを得ないため、輸送費等の負担がごみ処理経費に影響していることから、容器包装リサイクル制度等の各種制度の活用について検討していく必要があります」と修正。	処理困難物と容器包装リサイクル制度は直接関連がないため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します（修正箇所は下線で表示）  「離島市町村（有人離島を抱える本島市町村を含む（以下同じ））は、島内で発生した処理困難物を島外へ海上輸送せざるを得ないため、輸送費等の負担がごみ処理経費に影響していることから、家電4品目の海上輸送費を補助する「離島対策事業協力制度」等の各種制度の活用について検討していく必要があります」	南部保健所
28	2-37	16	紙類の分別収集量を増やすための周知や対象品目の拡大（段ボールのみを収集している自治体について、紙製容器包装や雑紙も対象とするなど）などの取り組みを行うとともに、プラスチック類や布類の再生利用を促進する取り組みを行う必要があります。	<b>【意見】</b> 日本容器包装リサイクル協会へ登録されている「紙製容器包装」及び「プラスチック製容器包装」の再生処理事業者で沖縄県内に工場を持つ事業者はいないため、運搬費用の市町村負担分や二酸化炭素排出量の低減等の観点から有効な取り組みを「5.循環経済促進のための主要施策」に記載したほうが良い。	具体的な方法が不明なため。	沖縄県内でリサイクルを地場産業として定着させるためには、将来的にリサイクラーが沖縄県に進出し、事業が成立するだけの資源物の取扱量が確保される必要があります。このため、短期的には運搬費用の市町村負担や二酸化炭素排出量の問題があるものの、再生利用量を増やす必要性について言及した原文のままとします。	南部保健所
29	2-65	5	感染性産業廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアルに従って、適正に処理する必要があります。	<b>【追記】</b> 削除、あるいは「感染性産業廃棄物については、引き続き感染性廃棄物処理マニュアルに従って、適正に処理する必要があります。」と修正。	現状、感染性産業廃棄物が適切に処理されていないように読める。	ご指摘の箇所については、記載を省略しているものの主語は排出事業者であることから、「引き続き」を追加すると違和感が生じますので、原文のままとします。	南部保健所
30	2-67	24	地域のバランス等を考慮した処理施設の整備促進を図る必要があります。	<b>【意見】</b> 産業廃棄物処理施設の整備促進をどのように図るのか「5.循環経済促進のための主要施策」に記載したほうが良い（補助制度創設等）。	具体的な方法が不明なため。	ご意見の産業廃棄物処理施設の整備促進については、第5章の5.2.2「(11)リサイクルに取り組む事業者への支援」でリサイクルを推進するための施設整備に対し、事業費の一部を補助する施策を記載していることから、ここは原文のままとします。	南部保健所
31	5-23	31	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30(2018)年3月改訂）	<b>【修正】</b> 「～(令和8(2026)年1月改訂)」と修正。	平成30年以降も改訂されているため。	ご指摘のとおり、修正します。	南部保健所

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
32	用語-2	17	使用済み家電 4 品目の収集・運搬を小売業者に、	【修正】 「使用済み家電 4 品目の引取り・引渡しを小売業者に、」と修正。	家電リサイクル法の用語に合わせた方が良いため。	ご指摘のとおり、修正します。	南部保健所
33	1-4	6	第六次循環基本計画	【修正】 第六次環境基本計画		ご指摘のとおり、修正します。	環境部環境政策課
34	2-11	6	～分別回収を__市町村が少ないことや～	【追記】 脱字がある。		No.19 と同様のご指摘であり、修正します。	環境部環境政策課
35	2-36	12	(表 2.19)	【意見】 表 2.19 は最終処分率の推移となっているが、排出量についての諸元として正しいか。		2.1.5 章は最終処分の状況なので、最終処分率を示すことは妥当と考えています。また、最終処分率は 4 章で示す目標の 1 つにもなっているため、2 章で経年変化を示す必要があると考えます。	環境部環境政策課
36	2-36	21	(表 2.19)	【意見】 上記同様。			環境部環境政策課
37	2-67	図 2.49	棒グラフ、宮古地域の「県内他地域処理,6.1%」 棒グラフ、八重山地域の「5.8%」	【修正】 表記が「県外処理」と重なっている。 県内他地域処理の表記がない。		ご指摘のとおり、修正します。	環境部環境政策課
38	4-18	4～5	マニフェストによる～	【修正】 マニフェストにより～		ご指摘のとおり、修正します。	環境部環境政策課
39	5-5	表 5.4	海岸漂着物等対策の推進	【意見】 「等」とは海岸漂着物以外の何を指すのか。		「等」を削除します。 (5.5.4 章のタイトルには元々「等」が含まれていません)	環境部環境政策課
40	5-16	3	令和元__年度	【修正】 令和元(2019)年度	西暦の併記について統一。同様の箇所が他多数。	ご指摘のとおり、修正します。	環境部環境政策課
41	用語-10	16	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	【修正】 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	表記の統一。	ご指摘のとおり、修正します。	環境部環境政策課
42	用語1			【追記】 用語解説に「エシカル消費(倫理的消費)」を追加した方がいいのではないか。	県民の役割として位置づけているので、丁寧に説明したほうがよいと考える。	ご指摘のとおり、用語解説の 2P に追加します。	環境部環境再生課
43	2-7	4-5	ごみ排出量が最も多い南部ブロックが、1人1日当たりごみ排出量では最も少なくなっています。	【修正】 南部ブロックは人口が最も多いため、ブロックの総排出量は最大となっていますが、1人1日当たりごみ排出量では最も少なくなっています。	最も多いのに、最も少ないというには、違和感があり、説明不足に感じます。修正案のような丁寧な説明が必要ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、修正します。	藤村会長 (環境審議会)

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
44	2-11	7-8	また、令和5年度については、統計データから、焼却灰を活用して生成する溶融スラグの需要が少なく、リサイクルが進まなかったことが要因の一つと推測しています。	<b>【意見】</b> どこの統計データをみれば、焼却灰を活用して生成する溶融スラグの需要が少ないことがわかるのでしょうか。紙やプラスチックと比べて、溶融スラグのリサイクル率を上げることがそれほど重要なのでしょうか。		表2.11に再資源化量の一覧を示し、そこに溶融スラグの数値もあります。そのため、以下のとおり追記します（追記箇所は下線で表示）。なお、溶融スラグは、そのままではリサイクルが難しい可燃物のリサイクル手法として有用なものであり、溶融スラグの一定規模の需要が確保されていることは重要と考えます。  「また、令和5年度については、表2.11に示す統計データから、焼却灰を活用して生成する溶融スラグの需要が少なく、リサイクルが進まなかったことが要因の一つと推測しています。」	藤村会長 (環境審議会)
45	2-12	4-5	中間処理後再生利用量の割合が高い要因として、大型の焼却施設により発生する焼却灰を活用して溶融スラグの生成を行っていることが考えられます。	<b>【意見】</b> 上記の意見と同じでどこのデータをみれば、このことがわかるのでしょうか。		表2.11の注釈に溶融スラグに関する記述があります。そのため、以下のとおり追記します（追記箇所は下線で表示）。  「中間処理後再生利用量の割合が高い要因として、表2.11の注釈に示すように、大型の焼却施設により発生する焼却灰を活用して溶融スラグの生成を行っていることが考えられます。」	藤村会長 (環境審議会)
46	2-36	19-20	全国に比べプラスチックや厨芥等の廃棄物の削減の取組が低いこと	<b>【意見】</b> ここで初めて厨芥等の廃棄物の記述がありますが、どのデータが根拠となっているのでしょうか。		ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します（修正箇所は下線で表示）。  「全国に比べプラスチックや紙類等の廃棄物の削減の取組が低いこと」	藤村会長 (環境審議会)
47	2-17	15	建設廃木材、伐採目、草木などが含まれる。	<b>【修正】</b> 「伐採目」とは何か。	単語が不明	「伐採目」は誤記であるため、「伐採木」に修正します。	泉委員 (環境審議会)
48	2-42	1	コラム欄内、3文節始め 「沖縄汚水再生再生ちゅら水プラン」	<b>【修正】</b> 「沖縄汚水再生ちゅら水プラン」に修正	誤字 (用語-2頁参照)	ご指摘のとおり、修正します。	泉委員 (環境審議会)
49	用語-6	26 27	「令和11(2029)年度」 「食品小売業は65%」	<b>【修正】</b> 赤字箇所の理由如何	意図が不明	赤字で表記していましたが誤りであるため、黒字に修正します。	泉委員 (環境審議会)

No.	頁	行	素案（現行）	意見・修正案等	理由	対応方針・回答	提出者
50	4-11		本県で発生する家庭系の食品ロス量は年間 35 千トン（令和3年度時点）で、これを県民1日1人あたりに換算するとおよそ 65 g/人・日となり、	【修正】 令和3年度時点の調査結果が示されているが、環境整備課にて毎年度調査を実施しているため、直近の数値に修正された方がいいと考える。	左のとおり	ご指摘のとおり、修正します。	生活福祉部
51	4-11		・適量調理 家庭系の食品ロス量のうち、食べ残しによるものは全体の半分以上を占めています。	【修正】 上述のとおり、直近の調査結果の数値を踏まえ修正が必要であれば、修正された方がいいと考える。	左のとおり	ご指摘のとおり、修正します。	生活福祉部
52	4-16	9	食品については、適量の購入、食べ切り、外食における適量の注文等により、食品ロスの削減に努めます。	【修正】 食品については、食品ロスを減らす3つのコツ「買すぎない（買い物工夫）」、「使いきる（保存の工夫）」、「食べきる（調理の工夫）」の実践等により、食品ロスの削減に努めます。	国においても当該取組の実践を呼びかけているところであり、当課としても、3つのコツを掲載した広報ツールを作成し、呼びかけていきたいと考えている。	ご指摘のとおり、修正します。	生活福祉部
53	その他		沖縄県廃棄物処理計画について	【意見】 食品ロス量については、沖縄県食品ロス削減推進計画（令和4年度～13年度）の目標値を達成している状況にあり、中間年となる令和8年度に目標値を含めて見直しを予定している。 見直し後の目標値に向けて引き続き、食品ロスの削減を推進していくが、順調に削減が進めば、次期計画については、独立した計画ではなく、既存の計画への統合を検討している。 食品ロスについては、廃棄物の中の一つであり、食品以外の廃棄物を含めた全体として削減を推進していくことも必要である。また、他県においては、廃棄物処理計画に食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画を盛り込んでいる県も多いことから、第7期の沖縄県廃棄物処理計画の策定にあたっては、当計画に沖縄県食品ロス削減推進計画を位置づけることができないか検討して頂きたい。		貴部が所管する沖縄県食品ロス削減推進計画は事業者の商習慣の見直しへの働きかけや県民の消費生活のあり方に訴えかけることにより全県的に大きな効果を発揮しているものと思料します。 そのため、引き続き、現行体制（貴部所管の計画として継続して推進する体制）において推進されることが食品ロス削減が効果的に進むものと考えます。	生活福祉部